

福崎町カスタマーハラスメント防止条例の概要（要旨）

1. 目的（第1条関係）

カスタマーハラスメントの防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、町職員の安全及び健康を確保し、公務の円滑かつ適正な執行と公平な行政の実現を図る。

2. 定義（第2条関係）

- ・町職員 任用等の形態を問わず、町の業務に従事するすべての者
- ・行政サービス 町が提供する各種サービス
- ・行政サービス利用者等 行政サービスを利用する個人、法人及び団体
- ・カスタマーハラスメント（カスハラ）

行政サービス利用者等からの町職員に対する苦情や言動のうち、社会通念上許容される範囲を逸脱し、町職員の就業環境を害するもの

3. 基本理念（第3条関係）

- ・何人も、あらゆる場において、カスハラを行ってはならない。
- ・カスハラは町職員の心身の健康を害し、町の健全な行政サービスの提供に支障を及ぼすものであるため、町全体でその防止を図る。

但し、その防止策が、正当な申出や要求等を不当に妨げるものであってはならない。

4. 町の責務（第4条関係）

- ・町は、基本理念に則り、町職員へのカスハラに対し、組織として毅然と対応するとともに、カスハラ防止に関する施策に積極的に取り組む。
- ・町は、カスハラに関する町職員からの相談や支援の要請に対応する体制を整備し、被害を受けた町職員に対して必要な援助や保護等を行う。

5. 町職員及び行政サービス利用者等の責務（第5条、第6条関係）

- ・町職員及び行政サービス利用者等は、基本理念に則り、互いの権利を尊重しながら、カスハラ防止に努める。
- ・カスハラを受けた町職員は、速やかに所属長に報告し、その内容を記録する。

6. 対策委員会（第7条関係）

カスハラ対策を組織的に取り組むため、福崎町カスタマーハラスメント防止対策委員会を設置する。

7. その他（第8条関係）

この条例で定めるもののほか、カスハラ防止に関する事項は、町長が別に定める。

8. 施行（附則関係）

この条例は、令和8年10月1日から施行する。